



地方公共団体における 総合的かつ計画的な支援の促進

警 察 庁 長 官 官 房
犯罪被害者等施策推進課



警察庁
National Police Agency

本講義の内容

- 地方公共団体の役割
- 特化条例等及び計画等の意義
- 特化条例等の制定及び計画等の策定状況等

地方公共団体の役割

犯罪被害者等基本法第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」取りまとめ（令和6年4月）における期待される役割

都道府県（広域自治体）

- 域内の犯罪被害者等施策の総合的推進
- 市区町村や民間被害者支援団体に対する支援
- 「多機関ワンストップサービス」の中核的役割を担う

市区町村（住民にとって最も身近な基礎自治体）

- 生活を支援する各種制度・サービスの実施主体
- 犯罪被害者等のニーズに応じた支援の提供
- 関係機関・団体と連携した域内の犯罪被害者等施策の推進

3

特化条例等及び計画等の意義

特化条例等及び計画等の意義

【特化条例等】～犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例

【計 画 等】～犯罪被害者等支援のための計画等

（第4次犯罪被害者等基本計画）

- 地方公共団体における被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するもの

（有識者検討会取りまとめ）

- 犯罪被害者等支援を推進させるための根拠となり、地域において犯罪被害者等支援を充実させるために非常に重要なもの
- 地方公共団体として犯罪被害者等支援を推進することを住民に示すことにつながり、様々な取組が進めやすくなる点で有効
- 地方における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進させるため、全ての地方公共団体において、制定及び策定がなされることが望ましい

4

特化条例等の制定及び計画等の策定状況等

特化条例等

- 特化条例等は、全ての都道府県を含む910の地方公共団体（50.9%）で制定（令和6年4月1日現在）
- 制定が着実に進む一方で、施行から長期間が経過し、その内容が現在の情勢に合致していないものも散見されるといった指摘がある

特化条例等の制定数（各年4月1日現在）

地方公共団体 (団体数)	令和4年	令和5年	令和6年
都道府県 (47)	39 (83.0%)	46 (97.9%)	47 (100%)
政令指定都市 (20)	11 (55.0%)	13 (65.0%)	16 (80.0%)
市区町村 (1,721)	453 (26.3%)	606 (35.2%)	847 (49.2%)

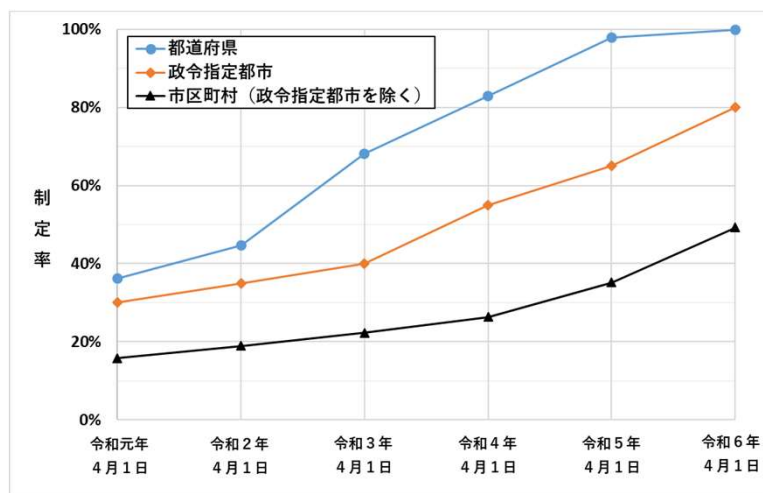
※1 令和4年は、「特化条例」のみ

※2 市区町村には、政令指定都市を含まない

5

特化条例等の制定及び計画等の策定状況等

特化条例等の制定状況



※ 令和4年4月1日以前は、「特化条例」の制定率であり、集計対象が若干異なる

6

特化条例等の制定及び計画等の策定状況等

犯罪被害者等支援のための計画等

計画等は、全ての都道府県を含む391の地方公共団体（21.9%）で策定（令和6年4月1日現在）

計画等の策定数（各年4月1日現在）

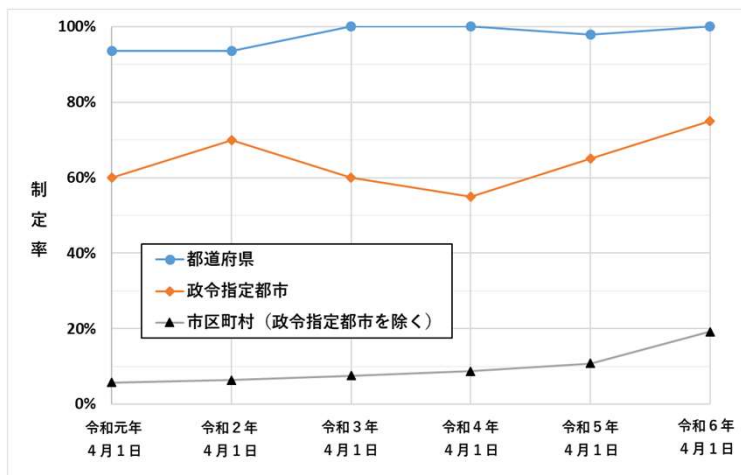
地方公共団体 (団体数)	令和4年	令和5年	令和6年
都道府県 (47)	47 (100%)	46 (97.9%)	47 (100%)
政令指定都市 (20)	11 (55.0%)	13 (65.0%)	15 (75.0%)
市区町村 (1,721)	150 (8.7%)	186 (10.8%)	329 (19.1%)

※ 市区町村には、政令指定都市を含まない

7

特化条例等の制定及び計画等の策定状況等

計画等の策定状況



8

特化条例等の制定及び計画等の策定状況等

特化条例等及び計画等の両方を制定・策定する効果

〔特化条例等〕

- 地方公共団体として行う施策・事業の大枠等を示す、取組の根拠となるもの
 - 頻繁な見直しを行う具体的な施策・事業を細かく規定することにはなじまず、住民による現状把握や理解が困難



特化条例等及び計画等の **両方を制定・策定**
→ **相互補完** により一層の実効性を発揮

〔計画等〕

- 特化条例等を踏まえ、一定の計画期間を定めて、実施する具体的な施策・事業を示すなど、域内における取組の基礎となるもの
 - 計画等のみでは、地域全体で取組を進めるための根拠性が不十分で、取組の継続性等を確保することが困難

特化条例等の制定及び計画等の策定状況等

制定・策定又は改定に際しての留意点

- 犯罪被害者等に関する地域の実態の把握
- 横断的な検討体制の構築
- 利便性の確保

(参考資料)

- 犯罪被害者等支援のための条例・計画
～最近の動向・ポイント～
(令和6年10月警察庁)



11

ご視聴ありがとうございました。

